

■ 子ども・子育て支援法及びこども基本法の規定に基づく会議体として、酒田市子ども・子育て会議条例で設置している

主な所掌事務

酒田市こども計画の推進、進捗状況の点検、評価に関すること

【条例第3条第2号】

← 本日の
協議事項 1

幼稚園、保育所、認定こども園の利用定員の設定等に関すること

【条例第3条第1号】

← 本日の
協議事項 2

市町村子ども・子育て支援事業計画（現酒田市こども計画）の策定及び変更に関すること

【条例第3条第1号】

こども施策の実施に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと

【条例第3条第3号】

任期

2 年

組織構成

20 人以内

こどもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方
子ども・子育て支援に関し学識経験のある方、その他市長が認める方